

発表 事項	全国初！四日市港における脱炭素化推進地区の指定について
発 表 内 容	四日市港では、四日市港港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に向け、船舶、荷役機械、大型トラック等の脱炭素化に資する燃料を供給するための環境整備や、脱炭素化に資する事業実施に向けた実証試験を行う施設整備等のため、霞ヶ浦地区のコンテナターミナル付近の商港区の一部（別紙位置図参照）を、本日、脱炭素化推進地区に指定しました。同地区の指定は全国の港湾で初めての事例です。 更なる脱炭素社会の進展を見据え、当該土地を同地区に指定することにより、今後の四日市港において、脱炭素化に資する取組が促進されることが期待されます。 ○四日市港港湾脱炭素化推進計画とは 改正港湾法（令和 4 年 12 月施行）に基づき、四日市港カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画（令和 5 年 3 月策定）を踏まえ、CNP の形成を推進するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等、官民の連携による港湾における脱炭素化に向けた具体的な取組を定めた計画で、令和 6 年 3 月に港湾管理者である四日市港管理組合が作成しました。 ○脱炭素化推進地区とは 港湾管理者は、臨港地区内の土地利用を誘導するため、目的に応じて定めた分区毎に、条例で構築物用途を規制しています。現行制度では、新たな土地利用のニーズにうまく対応できないといった課題がありましたが、改正港湾法において、構築物の用途規制を柔軟に設定できる特例等が措置され、港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、脱炭素化推進地区を定めることができ、この区域内においては、分区内の構築物用途規制の一部を緩和又は強化できるようになりました。 この制度を活用することで、四日市港では、危険物置場等の建設ができなかった商港区においても、脱炭素化推進地区の区域内に限り、四日市港港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資する施設（危険物置場含む）の建設が可能となりました。 ○四日市港におけるカーボンニュートラルポート形成に向けた取組 管理組合ホームページをご参照ください。 https://www.yokkaichi-port.or.jp/yokkaichi_cnp.html ○配布先 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ、四日市市政記者クラブ、オーシャン・コマース、ジャパンプレス社、物流ニッポン新聞社、日本海事新聞社、輸送経済新聞社、マリタイムデーリーニュース社、海事プレス社、港湾新聞社、建通新聞社、港湾空港タイムス
連絡 先	〒510-0011 四日市市霞二丁目 1-1 四日市港管理組合 経営企画部 建設課 藤本、三好 TEL 059-366-7035 FAX 059-366-7033 E-mail keikaku@yokkaichi-port.or.jp